

公立大学法人国際教養大学の中期目標について (議案第241号)

平成27年12月3日
学術振興課

1 提案理由

設立団体の長である知事は、地方独立行政法人法第78条第1項において読み替えて適用する同法第25条第1項の規定により、公立大学法人国際教養大学の中期目標を定めなければならないとされており、中期目標を定めようとするときは、同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

2 次期中期目標（平成28年度～平成33年度）の主な内容

（1）大学の基本的な目標

① 国際社会や地域社会においてリーダーとして活躍できる人材の育成

教育の質を世界レベルに高めるとともに、地域研究を通して明らかになる課題の解決に向けた学修の拡充等により、グローバルな視野と地域の視点を併せ持ったリーダーを育成する。

② 本県の地域課題解決への貢献

地域で期待されている役割を踏まえながら、大学が有する教育資源を活用した地域貢献活動を推進することにより、地域の国際化や活性化等に寄与する。

（2）教育研究に関する目標

- ・国際教養教育の充実（教育内容の見直しと充実）
- ・留学生に対する教育の充実（日本の社会、歴史、文化等に関する科目の拡充）
- ・多様な学生の確保（県内出身入学者の拡大、大学院の定員充足）
- ・キャリア支援（県内就職者拡大に向けた取組の強化、学生の起業意識の醸成）
- ・学術交流の推進（海外の提携大学等との共同研究の推進）

（3）地域貢献に関する目標

- ・学校教育への支援（児童生徒の英語コミュニケーション能力の養成や英語担当教員の指導力向上への支援）
- ・国際化の推進（県民と留学生との交流推進、アジア地域との交流拡大に向けた調査研究、県内企業の海外展開支援）
- ・地域社会への貢献（公開講座等県民に対する多様な学習機会の提供、社会人の能力開発、市町村が行う地域課題解決に向けた取組の支援）

(4) 業務運営の改善に関する目標

- ・大学運営の改善（海外大学との比較評価等に基づく大学運営の見直し）

3 今後のスケジュール

- 平成27年12月 大学に対して中期目標を指示
- 平成28年 1月 大学が中期計画の認可を申請
地方独立行政法人評価委員会への意見聴取
- 2月 2月議会に中期計画案を提示
- 3月 中期計画を認可